

(2) 滋賀県近江八幡市

- 事例3 機能別会議の設置・運営による効果的な情報共有と効率的な業務遂行の実現
- 事例4 特定高齢者施策と一般高齢者施策との連携による効率的・効果的な事業推進
- 事例5 キャラバン・メイトの活用による認知症に対する意識啓発・向上

(2) 滋賀県近江八幡市（直営）

- 事例3 機能別会議の設置・運営による効果的な情報共有と効率的な業務遂行の実現
 事例4 特定高齢者施策と一般高齢者施策との連携による効率的・効果的な事業推進
 事例5 キャラバン・メイトの活用による認知症に対する意識啓発・向上

【保険者名】	滋賀県近江八幡市
【地域包括支援センター名】	滋賀県近江八幡市地域包括支援センター

1) 概要

近江八幡市の地域包括支援センターは、直営（市内1ヶ所）で、「高齢・障がい生活支援センター」内に設置されている。

高齢・障がい生活支援センターは、「包括支援グループ」、「障がい支援グループ」、「高齢者支援グループ」の3つから構成され、「包括支援グループ」が地域包括支援センターの役割を担う。

地域包括支援センターの機能と、障害者福祉施策・高齢者福祉施策とは、一体的な提供体制が整備されている。

地域包括支援センターの業務は、市内を3地区に分けてエリア担当と基幹企画調整担当の2階建て方式をとっている。

地域包括支援センターのセンター長は、行政担当課長が兼務し、職員数は平成20年度で14名（臨時職員2名含）であるが、平成18年度当初から3名削減されている。

財政悪化による人員削減や人事異動等による影響（業務経験やノウハウの流出等）の課題から、今後は地域包括支援センターの委託の検討も必要と考えている。

■近江八幡市

人口	69,595人	
高齢化率	20.2%	
地域包括支援センター数及び運営形態等	直営	1ヶ所
	委託（法人数）	－

■近江八幡市地域包括支援センター

運営形態	直営	
圏域人口	69,595人	
圏域高齢化率	20.2%	
職員数	保健師等	8人
	社会福祉士	3人

	主任介護支援専門員	1人
	その他	2人（臨時職員）

（平成20年10月1日現在）

※上記職員数は「包括支援グループのみ」。他に障がい者支援グループ12名、高齢者支援グループ2名。職員数は嘱託職員、臨時職員含む。

2) 事例の内容

事例3 機能別会議の設置・運営による効果的な情報共有と効率的な業務遂行の実現

(ア) 背景・経緯

平成18年度の地域包括支援センターの制度以前より、在宅介護支援センターとしての事業・施策は積極的に推進してきた。

在宅介護支援センターは平成7年より、地域型を委託により推進してきたが、より行政の方針と連動させた施策を展開するために平成12年に基幹型を直営で設置した経緯がある。この当時から、予防を含めた近江八幡市としての地域ケアの構想を持っており、地域包括支援センターの制度施行も契機として、この構想の実現化を図っている。

障害分野をはじめとして関係機関との強力な連携体制は直営ならではの強みであり、高齢者・障害者といった分野横断的な組織であることから、多面的な視点から地域課題を把握することができている。

(イ) 取組みの概要

「地域を見る」、「地域を知る」作業の積み重ねの中から見出された地域の課題を効率的に解決するため、機能別に会議を設置・運営している。地域包括支援センターが関与する各会議については、単一の目的ではなく重層的な目的・目標を提示することで継続的に地域活動全体の底上げを図ることを企図している。地域での自己解決を目指して地域組織・団体の機能強化を図っている。

会議の目的は固定的なものでなく、適宜、状況に応じて見直しており、流動性のある会議としている。それにより参加者が自発的に出席・参加して、意義のある会議とすることを目指している。

運営協議会を本協議会と専門委員会という構成にして、専門委員会はマネジメント委員会・予防事業委員会・権利擁護委員会に分けて構成している（資料1・2）。会議の実効性を優先することで、機能分化した各会議の設置にいたった。

本協議会の開催回数（予定）は平成20年度で2回、専門委員会のうち予防事業委員会は2回、権利擁護委員会は3回、マネジメント委員会は3回である。

運営協議会の本協議会では地域包括支援センターの運営方針を協議・検討し、各専門委員会は担当する業務の進捗管理を行っている。

専門委員会の下に必要な応じてケース検討会等の部会を設置している。権利擁護委員会は個別の事例・ケースを取り上げるものではなく、権利擁護に対応するための体制づくりについての協議が主眼であり、早期発見のために必要な情報共有や目標・意識統一を行っている。個別ケースの検討については、権利擁護委員会の下には「高齢者虐待ケース検討会」が設置されており、共通の書式を用いて情報共有を図っている（資料3・4）。

地域ケア会議は在宅介護支援センターの頃から開催しており、高齢者施策担当会議（2週間に1回）、障害者施策担当会議（1月に1回）から構成される。

この地域ケア会議においては、各地区における課題の整理・集約が議題となり、この検討結果が土台となり各種施策の検討につながっている（資料5・6）。

（ウ） 取組みの効果

会議には行政や関係事業者だけでなく、地域コミュニティ活動に取り組んでいる住民に積極的に参加してもらうように誘導し、情報提供・共有、意識啓発を図るように工夫しており、地域住民の自発的な取組みにもつながっている。

会議はできるだけ開かれた形で開催し、特に地域住民の参加を積極的に誘導してきたことで、会議参加者の人数は増えて運営面での苦労は大きくなるが、地域住民に市の会議に出席するという責任意識が醸成され、地域コミュニティ活動における新たな動機づけにもつながっている。

会議進行や会議資料の作成において、当たり前なこと、わかっていることを「見える化」することにより情報共有を推進することができた。既存のデータを共有・ストックすることで、次期アクションの検討にもつながっている。

会議運営の苦労を通じて地域包括支援センター職員も、コーディネート能力を育成することができた。

地域包括支援センターの人材育成については、個別ケースへの対応に加えて、各種会議への出席を通じて、職員それぞれがノウハウを獲得している。また、そのような効果を目指して、会議への参加メンバーも若手を優先するなどの工夫を図っている。

資料 1 地域包括支援センター運営協議会の構成

近江八幡市地域包括支援センター運営協議会			
本協議会	委員 10人以内 学識経験を有する者 介護サービス事業者 関係行政機関 その他	専門委員会	
		マネジメント委員会	委員 学識経験者 介護支援専門員代表 保健師 社会福祉士 精神保健福祉士 医師
		権利擁護委員会	委員 学識経験者 社会福祉士会代表 社会福祉協議会代表 パートナー滋賀 権利擁護センター代表 介護支援専門員代表 介護事業所代表
		予防事業委員会	委員 学識経験者、医師、保健所長 歯科医師、歯科衛生士 理学療法士、作業療法士、栄養士 介護予防事業所スタッフ 体育指導員、サロン従事者 転倒骨折予防サポーター 老人クラブ代表、NPO代表
			任務 虐待防止ネットワーク 地域権利擁護事業検討 成年後見制度の普及啓発 認知症啓発
			任務 地域支援事業における介護予防事業の評価
			任務 新予防マネジメント検討 特定高齢者マネジメント検討 障害者マネジメント検討 継続マネジメント検討

近江八幡市地域包括支援センター運営協議会設置要項

(設置)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の3第2項の規定により設置する地域包括支援センター（以下「センター」という。）の円滑かつ適切な運営及び公正・中立性の確保に関し、必要な事項について協議するため、近江八幡市介護基本条例（平成18年近江八幡市条例第15号。以下「基本条例」という。）第28条第2項の規定及び近江八幡市地域包括支援センター等に関する規則（平成18年近江八幡市規則第22号。以下「規則」という。）第12条の規定により、近江八幡市地域包括支援センター運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(任務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) センターの設置等の承認に関すること。
- (2) センターの運営及び評価に関すること。
- (3) センターの職員の確保、育成について必要な調整を行うこと。
- (4) 地域包括ケアに関すること。
- (5) その他市長が必要と認める事項

(センターの運営及び評価)

第3条 協議会は、センターが法及び基本条例並びに近江八幡市介護保険条例（平成18年近江八幡市条例第15号。以下「条例」という。）に基づき適正に運営されているかどうかを、センターに関する評価基準に基づいて評価し、市長に対して意見を述べることができる。

(地域支援事業に関する評価)

第4条 協議会は、地域支援事業及び地域包括ケアに関して法及び基本条例並びに条例に基づき適正に運営されているかどうかを、地域支援事業及び地域包括ケアに関する評価基準に基づいて評価し、市長に対して意見を述べることができる。

(資料の提出等の協力)

第5条 協議会は、第2条に規定する所掌事項を遂行するため必要があると認めるときは、市長及び介護サービス事業者その他の関係者に対

して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(組織)

第6条 市長は、規則第12条の委員を選任するときは、次の各号に属する者の中から、全体の均衡を勘案してこれを選任しなければならない。

- (1) 医師等医療に従事する者
- (2) 居宅介護(介護予防)サービス事業者又は障害者サービス事業者
- (3) 地域社会福祉保健関係団体の代表者
- (4) 学識経験者
- (5) 関係公的機関や行政機関の代表者
- (6) その他市長が必要と認める者

(専門委員会の構成)

第7条 協議会は、規則第17条の規定に基づき、専門の事項に関して調査審議するため、専門委員会を設置することができる。

- 2 会長は、協議会の委員に対し専門委員会の委員に就任することを命ずることができる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、専門委員会の委員を協議会の委員以外に求めることができる。
- 4 第1項の規定により専門委員会を設置した場合においては、調査審議する専門の事項に関して協議会の権限を専門委員会に委任することができる。
- 5 専門委員会の構成に関し必要な事項は、別に定める。

(専門委員会の会議)

第8条 専門委員会の会議は、会長が召集する。

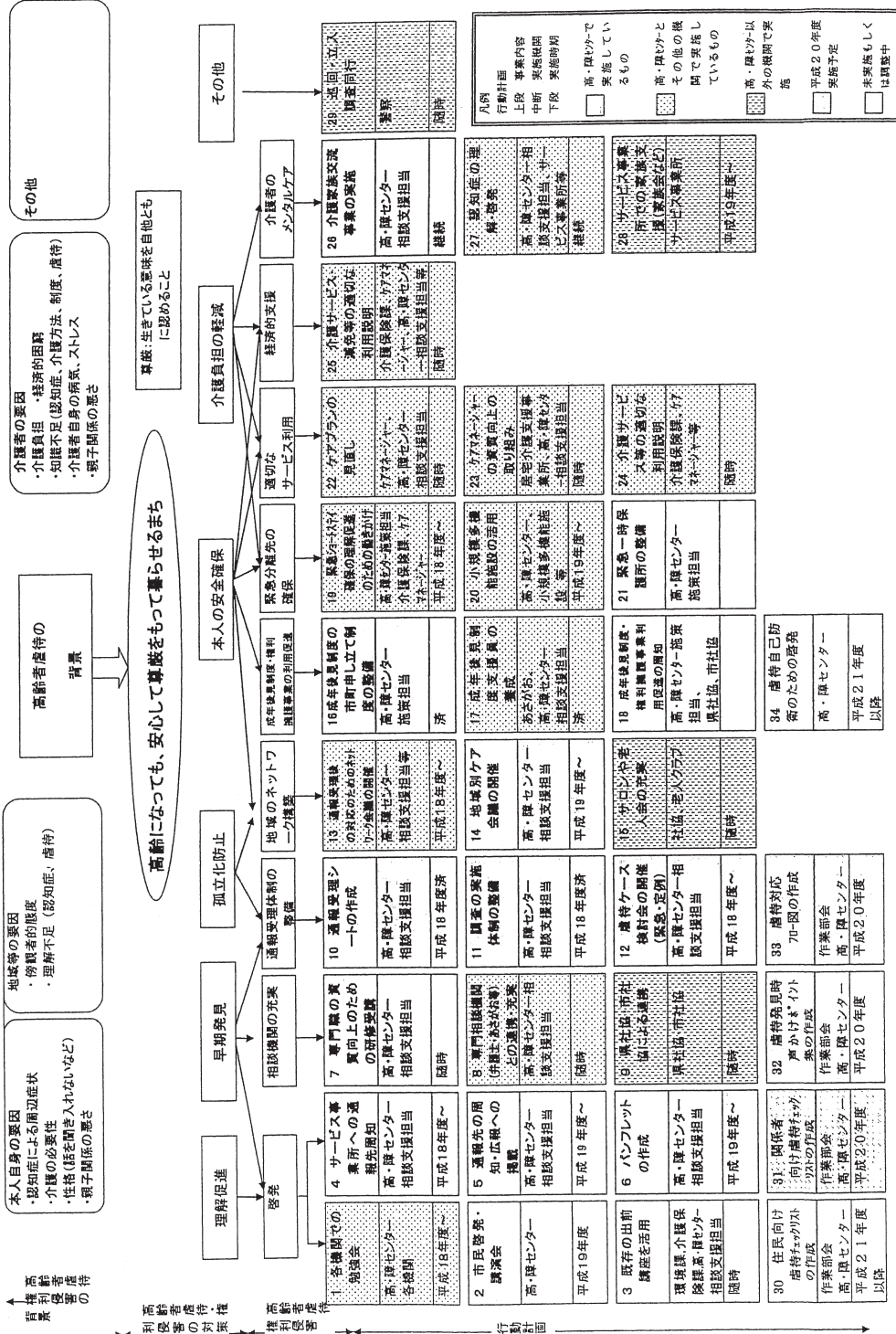
- 2 専門委員の議長は、互選により選ばれた専門委員会の長が務める。
- 3 専門委員会は、委員の2分の1の出席がなければ、開会することができない。
- 4 専門委員会の議事は、過半数をもって決する。この場合において、議事に対する可否が同数のときは、議長の決するところによる。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

資料3 虐待防止ネットワーク会議の取り組み図

近江八幡市高齢者虐待防止ネットワーク会議取り組み図(イメージ)



資料4 高齢者虐待ケース検討会検討項目シート

高齢者虐待ケース検討会検討項目シート（新規・検討用）

被虐待者氏名		検討会開催日	年	月	日
①判断の根拠 (通報の経緯・虐待の状況)					
②虐待の判断	非該当 ・ 身体的虐待 ・ 心理的虐待 ・ 性的虐待 ・ 経済的虐待 ・ ネグレクト				
③虐待の程度	レッド ・ イエロー1 ・ イエロー2 ・ イエロー3				
④対応方針	緊急保護 ・ 緊急介入 ・ 再調整 ・ 経過観察				
支援の対象者	⑤現在の支援内容	⑥今後の支援の内容			
		誰が	何を	どのように	いつまでに
被虐待者本人					
養護者					
その他					
集約担当者					
備考					

高齢者虐待ケース検討の流れ 新規・検討用

	検討内容	資料	備考
～ 5 分	ケース概要 課題 発表	虐待相談票 検討項目シート 上段、中段	虐待の内容(程度、根拠、内容)、現在の対応方針、ケース検討会で検討するまでの支援内容、今後の支援内容について報告する 司会 (虐待相談票と検討項目シートより) 「__歳、__人家族で、(続柄)から ② 虐待を受けているのではないかと思われるケースです。 虐待かどうかの判断、緊急度の判断、状況についての共通認識、今後の支援内容について検討をお願いしたいと思います。まずはケース概要について担当より報告します」 担当 (検討項目シートより) 「虐待の内容ですが、①の____です。 以上により、②の____虐待に該当し、緊急度は③の____と考えます。 また、対応方針として④____を指すため、④⑤の____の対応をしました。 今後⑥____の対応も行う予定です」
～ 1 分	緊急度の検討 虐待の判断	リスクアセスメントシート	緊急度を判断するための内容について質問を委員より受ける。 緊急度、虐待の種類・判断について、合意形成をはかる 司会「まずは、緊急度の検討をお願いしたいと思います。このケースにおけるリスクを、リスクアセスメントシートに示しました。緊急度は③の____とこちらでは判断しています。このシートの情報で、気になる点や判断材料としたい情報など質問がありましたらお願いします」 司会「では、緊急度は____で、虐待の種類は____でよろしいですね。 緊急度は____です。で、(緊急保護・緊急介入・再調整・経過観察)の対応方針で検討を進めます。」

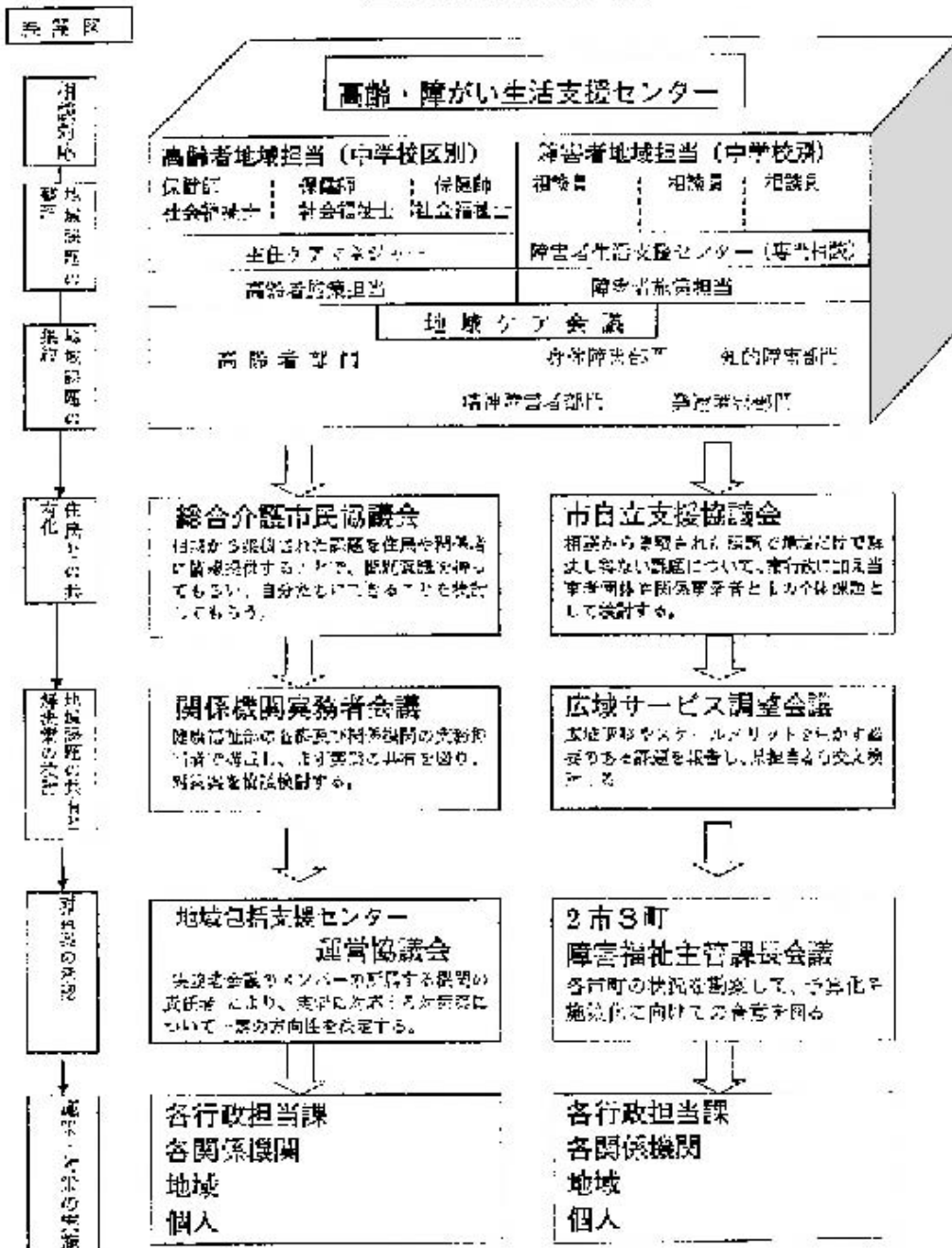
高齢者虐待ケース検討の流れ 新規・検討用

～15分	アセスメントの確認	エコマップ	アセスメントについて、情報の確認をする。エコマップ上にある内容についての詳細、ここになり情報について、委員より質問を受ける アセスメントについて、合意形成をはかる 司会「本人を取り巻く状況をエコマップに示しました。このなかで気になる情報や理由、ここにない情報についての質問がありましたら、お願いします」 司会「本人を取り巻く状況として、_____が課題である(不足している)ということで、まとめたいと思います」
～20分	支援方針、プラン、役割分担	検討項目シート 下段	検討方針、プランについての意見を各委員に聞く。検討方針、プランについての合意形成をはかる 司会「検討項目シートの下段にこれまでの支援内容と今後の支援予定について示していますが、これまでに検討した緊急度や対応方針、本人をとりまく状況から、その他必要な支援内容がありましたら、ご意見をお願いします」 司会「では、今後_____の支援内容を進めていくことでよろしいですね」

※ 表中の数字は検討項目シートの番号と一致する

高齢・障がい生活支援センターの相談機能から施策化へのシステム

相談から見える地域課題を解決するために



資料6 地域課題の整理・集約シート

北里学区地域課題

19年 1月現在 中学校区担当

		北里小学校区の状況
訪問活動等の中から感じる実態	地域の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複合家族(三世代)が多く家族内で見守られていることが多い。 ・ 声かけが多い。地域でのつながりがある。 ・ 予防のための訪問は受け入れてもらいにくいように感じる。
	日常の暮らし方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 畑・田んぼをしている方が多くそこで話をされている様子がある。 ⇒高齢者の居場所がある。畑・田んぼが生きがいにもなっている ・ 家庭内での家事の役割を早く手放す方が多いが散歩に出て近所友人と話されている様子である。
	民生委員からの相談	1件(要支援認定者…老人ホームに入りたいと言っている)
	民生委員への相談	なし
	自治会からの困りごとの相談	なし
	訪問の中から見えてきた高齢者に対する考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢になると「年をとったので仕方がない」 ・ 機能が落ちても認知面が落ちても今までしていた畑や家事ができていればよい。 ・ 複合家族でもあるためか、介護が必要になっても家族の中でみることができる間は家族でみる。どうしようもなくなった状態で介護保険等の申請が出てくる。
	虐待・困難事例の状況	M. T(特定高齢者事業利用者だが、頭部に怪我をしていても放置)
その他		
地域での活動の状況	老人会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的で開催されているところが多い。 ・ 老人会には膝が悪くなっておられても高齢になっても参加しやすい様子である。 ・ 高齢者の方は楽しんで参加しておられる様子である。
	サロン	6箇所で開催…高齢者を対象に子どもや障害者(児)・町民を対象に実施しているところもある。江頭町の年36回以外は年4～6回開催がほとんどである。内容は、ほとんどが、昼食会や敬老の集い、花見、もちつきなどの行事にかねて開催されている様子である。
	定年退職後男性の取り組み状況	丸の内町(平成18年度教室開始)
	運動機能低下予防の取組状況	平成19年4月～ 老人会を中心に月2回開催予定
	まちづくり協議会の活動等	
その他		
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 少し機能が落ちた状態での情報が入りにくく予防する段階からかわりにくい。 ・ 予防のための地域支援事業が受け入れられにくいように感じる。 ・ 予防に関するPRが必要 	

事例4 特定高齢者施策と一般高齢者施策との連携による効率的・効果的な事業推進

(ア) 背景・経緯

地域包括支援センターを設置する平成18年度以前から、在宅介護支援センターにおいて高齢者の個別訪問を通じてその実態把握に努めてきた。

要介護となる前での早期発見・要支援者への対応について、近江八幡市としても施策を講じる必要があると考えており、地域ケア会議で議論・検討を重ねて、市独自に「介護予防地域支え合い事業」を創設・実施してきた。

特定高齢者対象者について実態把握・生活機能評価等の必要な手続きを遂行しているが、介護予防事業に参加しないケースが多く、特定高齢者事業のプロセスや内容については見直す必要があると認識している。身体機能・生活機能の現状維持ではなく改善を目指すべきであると考えている。

在宅介護支援センターでの業務実績・経験等をふまえて、特定高齢者となることを防ぐための一般高齢者施策に力を入れることがより効率的であると認識している。対象数の少ない特定高齢者施策と、より対象数の多い一般高齢者施策とを一体的に進めることによって、結果的に、特定高齢者向けの予防プラン作成等の業務負担も削減することができると考えられる。

(イ) 取組みの内容

特定高齢者施策については、大幅な見直しを行い、現在は主に運動器機能向上事業を実施している。

運動器機能向上事業「マシン筋力トレーニング事業」（資料1）において、特定高齢者の状態を総合的に評価するため、身体機能面・生活機能面・精神（意識）面の変化を確認できるような様式を用いて評価を行っている（資料2）。運動機能向上事業の運営は民間事業者へ委託している。

事業期間は6ヶ月間として、その間は地域包括支援センターの事業として必要な施策を講じるが、それ以降は、教室参加者や地域住民とが協力して自主事業として教室運営を継続するように誘導している。

自主事業として継続できない場合には、一般高齢者施策として実施している運動能力向上事業「ゴムバンド体操教室」に参加するように誘導している。

口腔機能向上事業、栄養指導事業は運動能力向上事業の場を利用して実施している。

特定高齢者の個別訪問を行っており、初回訪問の概ね3ヶ月後に再度訪問し、指導による対象者の変化を確認している（口腔機能向上事業と栄養指導事業について平成20年度の対象者はゼロである）。

(ウ) 取組みの効果

特定高齢者の認定率は低く、特定高齢者施策の実施件数は平成19年11月調査時点において特定高齢者数は123人、特定高齢者施策参加者数26人である。

特定高齢者事業（6ヶ月間）の終了後は、教室参加者や地域住民により自主事業として教室運営もしくは、一般高齢者施策の運動能力向上事業に参加するように誘導しているが、その結果として、特定高齢者にとっては、新たな動機付けの契機となって、参加意欲・継続性の向上等にも貢献している。

6ヶ月経過した後にも身体機能を維持するための受け皿を地域各所に形成することも特定高齢者事業の目標のひとつではあるが、最終的には、ゴムバンド体操教室などに参加することが必要なくなることが目標である。

マシン筋力トレーニング事業

【目的】

運動器の機能向上が必要な特定高齢者を対象に、要介護状態にならない期間をできるだけ維持することを目的に機器を用いた運動を取り入れた内容で筋力トレーニング事業を実施する。また、高齢者がこの場に参加することにより、この場での体験を通して日常生活においても介護予防の取り組みの意欲や活動性が高まることを目的とする。

【対象者の把握経路・選定方法】

把握経路について

- 訪問をおこない実態把握。
- 窓口での相談受付や民生委員、医療機関から連絡等があった方について実態把握
- チラシ・個別通知をして事業内容を周知し対象者を把握

利用者の決定

○特定高齢者と決定された方で生活機能評価受診の結果、「介護予防に資するサービスの利用」が可能と判定され、かつ対象者から除外すべき基準に該当しない方について市が実施する地域ケア会議により利用対象者と認められた方をマシン筋力トレーニング事業利用者として決定した。

【マシン筋力トレーニング実施方法】

実施方法： 〃に事業委託
受け入れ体制：随時受け入れ（※空き状況があれば）
利用期間：6ヶ月
利用頻度：週2回（火・金曜日）
時間：午前9時30分～午前11時30分の間で2グループに分けて実施
定員：概ね13名
費用：3250円／1ヶ月
送迎：あり
スタッフ：理学療法士、運動指導士、等

内容:

項目	内容	備考
健康チェック	体温、血圧、脈拍、体重等	必須
ストレッチ・せらばん体操	映像を見ながらせらばん体操	必須
有酸素運動	自転車こぎ、平地歩行	
マシントレーニング	ローイング、レッグエクステンション、リカベンツスクワット、ヒップアブダクション	
バランストレーニング・ストレッチ	ストレッチポール等を使ってトレーニング、ストレッチ	必須
日常動作指導、相談		

その他:初回、2ヵ月後、4ヵ月後、最終の4回体力測定実施

利用の流れ

内容		役割機関
利用者の把握		高齢・障がい生活支援センター
利用の決定		高齢・障がい生活支援センター
必要書類提出について		高齢・障がい生活支援センター:業務担当者が、必要書類(*)を、利用開始日2週間前にフィットネスセンターへ提出を行う。
事前訪問・利用開始		フィットネスセンター
中間評価	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">モニタリング</div> ⇒評価月の上旬	ケース担当者が訪問を行い、モニタリングを行う。 ※初回・2ヵ月後の体カテスト結果を用いて、モニタリングを行う。 <u>(体カテストの結果を参加者と共に確認をし、実際の生活にどのような変化・効果が現れているのかを確認する)</u>
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">中間検討会</div> ⇒評価月の第3金曜日 11:30~	業務担当・ケース担当者がフィットネスセンタースタッフと検討会を実施する。
最終評価	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">モニタリング</div> ⇒対象月の上旬	ケース担当者が訪問を行い、モニタリングを行う。 ※初回・4ヵ月後の体カテスト結果を用いて、モニタリングを行う。 <u>(体カテストの結果を参加者と共に確認をし、実際の生活にどのような変化・効果が現れているのかを確認する)</u>
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">最終検討会</div> ⇒評価月の第3金曜日 11:30~	業務担当・ケース担当者がフィットネスセンタースタッフと検討会を実施する。

運動器の機能向上事業(マシン筋カトレーニング) モニタリング記録票

氏名()
 記録年月日 平成 年 月 日 (記録者:)

<p>メデイカル・フィットネスセンター・ヴォーリスでの状況</p> <p><本人からの聞き取り></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業に参加しての感想 ・ プログラムに取り組む本人の意欲 ・ 身体状況(歩行状況、ふらつき、つまずき、身体疼痛など)の変化 	<p>家庭での状況</p> <p><本人からの聞き取り></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活状況(ADL・IADLなど)で変化が感じられることの有無。ある場合、その内容 ・ 家庭でも運動や意識して身体を動かす内容を取り入れるようになったかどうか。(本人記載の実施計画などを活用) ・ 当初の計画の達成状況 <p><家族からの聞き取り></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家族が感じる本人の変化(例:身体状況の変化。表情や活動性の変化。事業の話を家でもするようになったか。家でも意識して身体を動かすようになったか。参加したこと本人の生活がどのように変化したのか。など) 	<p>備考</p>	<p>今後の方向性</p> <p>※検討会にて記入</p>

<近江八幡市>

資料2 運動器機能向上事業評価書

運動器機能向上事業（中間・最終）評価書

氏名： _____

総合評価（目標の達成度、運動器の変化等をふまえた評価）

中間評価（平成 年 月 日）	最終評価（平成 年 月 日）

高齢・障がい生活支援センターへの報告事項

中間評価	最終評価

※ 検討会の1週間前までに、高齢・障がい生活支援センターまで提出してください。

※ 「介護予防支援計画書」を添付してください。

<近江八幡市>

(初回 中間 最終 事業終了6ヶ月後) 平成 年 月 日

あてはまるところに○印をつけてください。

氏名

問1	片足で立ったまま靴下をはくことができますか。	はい	いいえ																																				
問2	立ちくらみをすることがありますか。	いいえ	はい																																				
問3	転びやすいといわれているサンダルやスリッパをよく使いますか。	いいえ	はい																																				
問4	家の中でよくつまづいたり、滑ったりしますか。	いいえ	はい																																				
問5	転倒が恐くて外出を控えることがありますか。	いいえ	はい																																				
問6	転倒が恐くて家の中でも動かないようにしていますか。	いいえ	はい																																				
問7	歩いている時や何かの動作をしている時にふらつくことがありますか。	いいえ	はい																																				
問8	足腰の弱さを感じることはありませんか。	いいえ	はい																																				
問9	足腰を丈夫にするために、何か心がけておられることはありますか。	ある	ない																																				
問10	<p>【問9で『ある』と答えられた方へお聞きします】 ●具体的にどのようなことをされていますか あてはまるもの全てに○印をつけ、またその頻度で該当するところに○印をつけてください。</p> <p>() グランドゴルフ ⇨ <table border="1"><tr><td>ほぼ毎日</td><td>3~4回/週程度</td><td>1~2回/週程度</td><td>1回/1ヶ月程度</td></tr></table></p> <p>() ゲートボール ⇨ <table border="1"><tr><td>ほぼ毎日</td><td>3~4回/週程度</td><td>1~2回/週程度</td><td>1回/1ヶ月程度</td></tr></table></p> <p>() ラジオ体操 ⇨ <table border="1"><tr><td>ほぼ毎日</td><td>3~4回/週程度</td><td>1~2回/週程度</td><td>1回/1ヶ月程度</td></tr></table></p> <p>() ダンベル体操 ⇨ <table border="1"><tr><td>ほぼ毎日</td><td>3~4回/週程度</td><td>1~2回/週程度</td><td>1回/1ヶ月程度</td></tr></table></p> <p>() ゴムバンド体操 ⇨ <table border="1"><tr><td>ほぼ毎日</td><td>3~4回/週程度</td><td>1~2回/週程度</td><td>1回/1ヶ月程度</td></tr></table></p> <p>() 畑仕事 ⇨ <table border="1"><tr><td>ほぼ毎日</td><td>3~4回/週程度</td><td>1~2回/週程度</td><td>1回/1ヶ月程度</td></tr></table></p> <p>() 散歩 ⇨ <table border="1"><tr><td>ほぼ毎日</td><td>3~4回/週程度</td><td>1~2回/週程度</td><td>1回/1ヶ月程度</td></tr></table></p> <p>() 家事や家の仕事 ⇨ <table border="1"><tr><td>ほぼ毎日</td><td>3~4回/週程度</td><td>1~2回/週程度</td><td>1回/1ヶ月程度</td></tr></table></p> <p>() その他・・ [<table border="1"><tr><td>ほぼ毎日</td><td>3~4回/週程度</td><td>1~2回/週程度</td><td>1回/1ヶ月程度</td></tr></table>]</p>	ほぼ毎日	3~4回/週程度	1~2回/週程度	1回/1ヶ月程度	ほぼ毎日	3~4回/週程度	1~2回/週程度	1回/1ヶ月程度	ほぼ毎日	3~4回/週程度	1~2回/週程度	1回/1ヶ月程度	ほぼ毎日	3~4回/週程度	1~2回/週程度	1回/1ヶ月程度	ほぼ毎日	3~4回/週程度	1~2回/週程度	1回/1ヶ月程度	ほぼ毎日	3~4回/週程度	1~2回/週程度	1回/1ヶ月程度	ほぼ毎日	3~4回/週程度	1~2回/週程度	1回/1ヶ月程度	ほぼ毎日	3~4回/週程度	1~2回/週程度	1回/1ヶ月程度	ほぼ毎日	3~4回/週程度	1~2回/週程度	1回/1ヶ月程度		
ほぼ毎日	3~4回/週程度	1~2回/週程度	1回/1ヶ月程度																																				
ほぼ毎日	3~4回/週程度	1~2回/週程度	1回/1ヶ月程度																																				
ほぼ毎日	3~4回/週程度	1~2回/週程度	1回/1ヶ月程度																																				
ほぼ毎日	3~4回/週程度	1~2回/週程度	1回/1ヶ月程度																																				
ほぼ毎日	3~4回/週程度	1~2回/週程度	1回/1ヶ月程度																																				
ほぼ毎日	3~4回/週程度	1~2回/週程度	1回/1ヶ月程度																																				
ほぼ毎日	3~4回/週程度	1~2回/週程度	1回/1ヶ月程度																																				
ほぼ毎日	3~4回/週程度	1~2回/週程度	1回/1ヶ月程度																																				
ほぼ毎日	3~4回/週程度	1~2回/週程度	1回/1ヶ月程度																																				
問11	<p>【問9で『ない』と答えられた方にお聞きします】 ●その理由を教えてください () 元気だから必要がない () 何をやっていいかわからない () その他 []</p>																																						
問12	<p>転倒に対する不安の程度は、どのくらいですか</p> <p>全くない ほとんどない ふつう 少し不安 不安が強い</p>																																						
問13	<p>あなたの健康状態はいかがですか</p> <p>よい まあよい ふつう あまりよくない よくない</p>																																						

(中間・最終時のみ実施アンケート 裏面あり)

中間・最終時のみ実施アンケート

<p>問1</p>	<p>マシン筋力トレーニング事業に参加をすることで、普段の生活や体に変化や効果を感じられましたか。</p> <p>() 感じられた → <u>変化・効果があった内容(当てはまるものを○印をしてください。)</u></p> <p><u>体の変化について</u></p> <p>() 足が上がりやすくなった。() 踏ん張りがきくようになった。() 歩く距離が長くなった。</p> <p>() つまずきやふらつくことが少なくなった。() 立ち上がりや起き上がりが行いやすくなった。</p> <p>() 杖を使う回数が少なくなった。() 膝や腰の痛みが軽減した。</p> <p>() 背筋が伸びて姿勢が良くなった。</p> <p><u>日常生活の変化について</u></p> <p>() 家事が行いやすくなった。() 立ったまま着替えが出来るようになった。</p> <p>() 外出する回数が増えた。() 歩くことに前向きな気持ちももてるようになった。</p> <p>() その他()</p> <p>() 感じられなかった</p>
<p>問2</p>	<p>『体を動かすことの必要性』について気付くことができましたか。</p> <p>() はい</p> <p>() いいえ(理由)</p>
<p>問3</p>	<p>介護予防(介護が必要な状態を予防すること・現在の体の機能を維持すること)のために自分で続けられそうなことはありますか。</p> <p>() ①ある → <u>具体的な内容</u> 当てはまるもの全てに○印をつけてください。</p> <p>() 今まで続けてきた運動・生活を続けたい。</p> <p>() フィットネスセンターで学んだこと(例:ゴムバンド体操など)を生活に取り入れたい。</p> <p>() 自費のマシン筋力トレーニングに参加をしたい。</p> <p>() その他 []</p> <p>() ②ない → <u>理由</u></p>
<p>問4</p>	<p>地元で体を動かせる場(ゴムバンド教室など)があれば参加したいですか？</p> <p>() はい</p> <p>() いいえ</p>

事例5 キャラバン・メイトの活用による認知症に対する意識啓発・向上

(ア) 背景・経緯

地域における認知症に対する理解度が低かったことから、平成16年度より市の事業として認知症啓発事業（認知症サポーター養成講座）を実施しており、地域における認知症の意識啓発を推進してきたが、地元企業と中学校をその対象としている点が特徴である。

企業や学校を対象とした背景は、住民個人や地域コミュニティを対象とするだけでは受講者の大きな伸びが期待できず、一定の組織を対象とすることでこれを解決するとともに、同時に幅広い世代への啓発が期待できたためである。

啓発研修の講師として、近江八幡市においても周辺市町と広域連携しキャラバン・メイト養成研修を実施してきたが、一定の学びはしたものの経験や理解が浅いケースがあることや、キャラバン・メイトとしての意識の低下が問題となっていた。

(イ) 取組みの内容

上記の背景から平成18年1月より、キャラバン・メイト間での情報交換・情報共有の場として、「キャラバン・メイト連絡会」を近江八幡市が設置し、その運営を地域包括支援センターが担うこととなった（資料1）。

「キャラバン・メイト連絡会」は毎月開催し、認知症啓発に関する検討や意見交換、認知症啓発事業（認知症サポーター養成講座）の活動準備・役割分担や必要な情報交換を行っている（資料2）。

(ウ) 取組みの効果

キャラバン・メイト連絡会を毎月開催することで、お互いの情報交換等を通じて、行政からの指示ではなく自主的な発案（人形劇の活用等）や活動準備等を推進するなど、認知症啓発事業（認知症サポーター養成講座）の牽引役となる講師陣（キャラバン・メイト）の動機づけは高まっている。キャラバン・メイトによる研修会も年々増えており（平成19年度は16ヶ所・600名）、メイトの力量向上とともに活動の幅も広がっている。

その結果、地域における認知症高齢者やその家族を手助けできる支援者（認知症サポーター）の育成が活発になり、認知症啓発事業（認知症サポーター養成講座）の登録講師数は32名、受講延人数は3,364名（総人口の5%）となっている。

高齢者世代を中心とした地域コミュニティだけでなく、地元企業や中学校など若い世代も対象とすることで、幅広い年代において認知症に対する理解が深まっている。認知症啓発事業の受講後のアンケートでは、企業からは「街で会った時の対応方法が理解できた」、「窓口対応等、ビジネス上の対応も理解できた」といった声も寄せられた。

さらに、企業への普及啓発を推進することで、商店街や銀行等、高齢者が利用することが多い場所において、認知症に対する理解が進んでいる。

中学校については学校同士の口コミ等を通じて、認知症啓発事業の新たな受け入れ先が

拡大している。中学生への認知症啓発（資料3）は発達支援にも効果があると評価されている。今後は、小学校をも対象として認知症の普及啓発を進めていくことを目指している。

キャラバン・メイト連絡会設置要綱

1. 目的

高齢化に伴い、認知症の方が増加している一方で認知症について正しい理解がされていない現状があり、全国的な取り組みとして認知症についての正しい知識を伝える講師役としてキャラバン・メイト（以下「メイト」とする）が養成された。

そこで、本市においては、キャラバン・メイト連絡会（以下「連絡会」とする。）を開催することでメイトによる認知症啓発の取り組みの推進を図ることを目的とする。

地域や職域、学校など幅広い年代層においてメイトがサポーター養成講座を実施することで、認知症を理解し、認知症の人やその家族を温かく見守り支援する認知症サポーターを増やし、誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指す。

2. 事業内容

連絡会を開催し、市の取り組みの方向性についての情報提供を行うとともに、メイトによる認知症啓発の実施や推進に向けての検討や準備および実施報告、メイト同士の情報交換、活動しやすい体制整備などの検討の場とする。また、市と協働して実施する認知症啓発の準備や打ち合わせの機会とし、認知症啓発に反映できるようにする。

3. 実施方法

(1) 開催頻度

毎月1回の開催とする。その他必要に応じて別日の設定をする。

(2) 内容

年間計画に基づき、毎月1回の連絡会にメイトが集い、認知症啓発に関する検討や意見交換、活動準備や情報交換を行う。

4. 運営

近江八幡市高齢・障がい生活支援センターが連絡会の開催、司会、進行を担当する。

5. 庶務

近江八幡市高齢・障がい生活支援センターが行う。その他、メイトが実施するサポーター養成講座の開催に関する計画および報告書を取りまとめ、東近江地域振興局に報告する。

付則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

資料2 キャラバン・メイト連絡会開催内容

【平成19年度：キャラバン・メイト連絡会開催内容】

日程	内容	詳細・結果	参加者
4月4日	<ul style="list-style-type: none"> 認知症デイサービス体験実習の振り返り 今後の啓発活動について 	市内3事業所で体験実習参加への振り返り計画表を用いての今後の個々で実施する啓発活動への意識付けを行う 認知症サポーター養成研修実施結果報告	15名
5月15日	<ul style="list-style-type: none"> H19年度メイト活動について メイト活動について 中学校・企業啓発について 	メイト活動の進捗状況を確認。メイトとしての意識をもってもらい、メイトとしての役割を再確認する。事務局から啓発活動の一つとして削やペーパーサートのようなメイト全体で取り組める啓発活動を提案 東中と話し合いをする予定/H16から出向いた企業・商工会議所加盟企業へ資料送付：報告 認知症サポーター養成研修実施結果報告	8名
6月15日	<ul style="list-style-type: none"> 前回のメイト連絡会の振り返り 中学校・企業啓発について 	キャラバン・メイト・認知症サポーターの位置付けとキャラバン・メイトの役割について再度確認 『認知症予防』についての考え方の統一 メイトが活動しやすい啓発活動について話し合う 認知症サポーター養成研修実施結果報告	12名
7月19日	<ul style="list-style-type: none"> メイト啓発活動：今後の方針について 企業啓発について 	メイト啓発活動についてメイトの思いを聞き、今後の活動の展開について話し合う。(次回：台本作成) 認知症サポーター養成研修実施結果報告	6名
8月22日	<ul style="list-style-type: none"> メイト啓発活動(準備：台本作り) 企業啓発について 	サポーター養成研修で活用しているビデオを視聴。グループ毎に台本を検討・作成していく。 認知症サポーター養成研修実施結果報告	13名
9月20日	<ul style="list-style-type: none"> メイト啓発活動(準備：台本作り) 中学校啓発について 企業啓発について 	前回に引き続き、グループ毎に台本を検討・作成。 八幡東中学校における認知症啓発授業：昨年の授業における振り返りと今年実施する授業の流れを確認 認知症サポーター養成研修実施結果報告	14名
10月16日	<ul style="list-style-type: none"> メイト啓発活動(準備：台本作り) 中学校啓発について 	グループ毎に話し合った台本を集約・報告し、台本全体をみて気づいたことを話し合う。 八幡東中学校における啓発授業での押さえ・市内の事業所を紹介する認知症啓発用ビデオ作成の提案 認知症サポーター養成研修実施結果報告	11名
11月14日	<ul style="list-style-type: none"> 中学校啓発について 企業啓発について 	啓発授業働きかけの報告(他2中学校・小学校) 八幡東中学校における啓発授業の流れと押さえの再確認 認知症サポーター養成研修実施結果報告	5名
12月18日	<ul style="list-style-type: none"> 中学校啓発について 	八幡東中学校での啓発授業の振り返りを話し合う(ビデオ・グループワーク・授業全体について) 認知症サポーター養成研修実施結果報告	7名

日 程	内 容	詳細・結果	参加者
H20年 1月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校啓発について ・アンケート集計報告 	啓発授業最後のまとめ・生徒とメイトの感想を報告 実施したアンケート結果を報告（介護者の声を聞く場・デイサービスでの実習の場・メイト同士の話し合いの場を設定していく予定）	9名
2月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・HOTTV 放映 ・H20年度キャラバン・メイト啓発活動について 	HOTTV における①メイト紹介②市内認知症デイサービス紹介の放映 デイサービス実習と介護経験者との座談会の案内と若年層に向けての啓発について報告	12名
3月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・介護経験者との座談会を開催 	介護経験者（太田耕一郎氏：『認知症の方と家族の会世話人』）を招いて座談会を開催（介護者経験を中心に講話・質疑応答）	10名

【平成20年度 八幡西中学校認知症啓発授業スケジュール】

対象：八幡西中学校3年生（6クラス）

時 間	内 容
1. 平成20年 11月11・ 12日	【導入】 方法：クラスごとに実施 時間：50分 講師：八幡西中学校3年生各担任教諭 内容：①高齢者福祉について知る ②認知症について知っていることやイメージすることを発表し話しあう ③認知症の基礎的な知識を学ぶ ④認知症と間違われやすい症状について知る ⑤認知症の人たちの気持ちに近づく疑似体験をする ⑥認知症の人たちとの接し方について考える ⑦認知症は周囲の人の関わり方や理解によってその進み具体が変わることを理解する
2～3. 平成20年 11月14日	【ビデオ視聴・グループワーク】 方法：2コマ連続で授業を実施 時間：50分×2コマ 講師：八幡西中学校3年生各担任教諭、 <u>キャラバン・メイト</u> 内容： <ul style="list-style-type: none"> ①ビデオ「呆けなんか怖くない（約30分）」を鑑賞し、ビデオを観た感想と認知症について疑問に思うことを書く。 ②グループワーク <ul style="list-style-type: none"> ・1グループに1～2名のメイトが入り、生徒の声を引き出す ・生徒からの質問に、メイトが答えられる範囲で答える ・認知症の理解を深め、周囲の人々の対応が大切であることを知る ③発表…他グループの意見を聞き、クラスで意見を共有する ④まとめ
4. 平成20年 11月18・ 19日	【事後学習】 方法：クラスごとに実施 時間：50分 講師：各担任教諭 内容：まとめと感想（自分のできる社会参加を考えよう）

【平成20年度 八幡西中学校認知症啓発授業スケジュール】

日時：平成20年11月14日（金）8：55～12：45					
目的：①認知症は誰にでも起こり得る病気であることを知る ②認知症の方が安心して住み慣れた地域で暮らすためには地域の支えが大切であることを知る					
時間配分				内 容	担 当
	1・2組	3・4組	5・6組		
5分	8：55～	9：55～	10：55～	導入	各担任教諭
30分	9：00～	10：00～	11：00～	ビデオ鑑賞「呆けなんか怖くない」	
15分	9：30～ 9：45	10：30～ 10：45	11：30～ 11：45	ビデオを観た感想、認知症について気になること・疑問に思うこと等質問を書く	
5分	9：55～	10：55～	11：55～	導入（メイトの紹介）	市職員
30分	10：00～	11：00～	12：00～	グループワーク（5，6人の1グループにメイトが1，2人入る） ①メイトの自己紹介 ②生徒の自己紹介を兼ねて、感想を発表する ③生徒からの質問に答えられる範囲で答える ④メイトから生徒へ投げかける	メイト
10分	10：30～	11：30～	12：30～	発表（1グループ1人。1分以内で発表する）	生徒
5分	10：40～ 10：45	11：40～ 11：45	12：40～ 12：45	まとめ：再度、目的の2点を踏まえてポイントを整理する	市職員